

## 顕昭判詞にみる先行表現撰取の範囲に対する認識

——『千五百番歌合』を中心に——

山崎 真 克

はじめに

顕昭が加判した歌合判詞は、現在のところ、治承二年(一一七八)『或所廿二番歌合』、建久二年(一一九二)『若宮社歌合』、建仁二年(一一二〇)『千五百番歌合』(恋・一・三のみ)の三度知られている。判者としての経験を重ねることに増していき、晩年の『千五百番歌合』判詞において特に顕著にみられる特色は、和歌集のみならず物語・漢詩文からも典故となった和歌・文言等を数多く引用しつつ、先行表現の撰取を指摘する例が多いという点である。稿者は、こうした顕昭判詞の特色に注目し、顕昭判詞にみられる先行表現撰取に対する認識を明らかにすることを目的として、その方法に対する認識について別に検討をおこなった。<sup>1)</sup>本稿では、その統考として、先行表現撰取の範囲に対する認識について考察を加えたいと思う。

撰取の範囲についての言及は、既に岩津資雄氏がなされている。<sup>2)</sup>氏は、「風情の自由と新しさを庶幾」して「万葉集や物語を本歌に取

ることをとめた」点に特徴があると述べられた。本稿では、これを踏まえつつ、撰取の範囲についての指摘を網羅的に検討して、顕昭の認識に迫りたいと思う。

先行表現撰取の方法に対する認識について別に検討をおこなった際と同様に、俊成等の御子左家の主張した本歌取と同一に扱うことを避け、新しい作品を創作するために、古い表現——和歌に限らず物語・漢詩文等を含めて——を撰取する営為を「先行表現(の)撰取」と呼ぶことにして考察を進めていく。

### 一 先行表現撰取の対象——心を取るか、詞を取るか

方法に対する認識を検討した際には、顕昭の先行表現の撰取に対する認識を探るといふ目的に照らし、先行表現撰取の認定において判者顕昭の指摘に沿う形で先行表現の種別を次のように分類した。これは、藤平春男氏や川平ひとし氏などの論を参考に、詠作主体の意識に加えて享受者(判者)の意識をも考慮に入れたものである。

A 本歌 詠作主体が意識して撰取していると判者が認めたもの。

やや断定的でないもの(A)も含む。

B 類歌 詠作主体の意識に関わらず、判者が類想であると認めたもの。

C 証歌 詠作主体の意識に関わらず、判者の主張の根拠としてあげたもの。

本稿では、これに加えて先行表現撰取の対象の面からも分類を施

しておきたいと思う。前掲の藤平氏や、また久保田淳氏が、『井蛙抄』及び『愚問賢注』を例に述べておられるように、従来の本歌取に関する論考では、いわゆる心を取るか、詞を取るかという点が問題とされてきた。定家による準則の規定以来、何度も繰り返し議論の対象となつた問題であるが、ここでは本歌と新歌の關係性に及ぶ細かな方法論にまで深く立ち入ることは避け、判詞中に指摘された先行表現の撰取が、心(発想・趣向)の撰取であるのか、詞(特定の語句)の撰取であるのかという点に注目して、次のように分類を試みた。

a 心・詞の撰取 先行表現の詞(特定の語句)のみならず、心(発想・趣向)をも併せて撰取していると考えられるもの。

b 心のみ 先行表現の詞ではなく、心のみを撰取していると考えられるもの。

c 詞のみ 先行表現の詞のみを撰取していて、心を想起していないと考えられるもの。

安井重雄氏は、『千五百番歌合』顕昭判三例(千二百七番左右、千二百十二番左、千二百四十九番左)を取り上げ、顕昭の先行表現撰取の指摘は、歌の内容ではなく「詞の典拠としてだけの本歌(?)の指摘」であり、また「歌の詞の組み合わせや言い換えの面白さという視点からなされているものであるとされている。この点を検証するためにも、こうした分類を施す必要があると考える。

但し、紙宏行氏の言われるように、心と詞の撰取というものは、

厳密に弁別できるものではないかもしれない。ここでは、次のようにそれぞれを規定したいと思う。まず、心・詞双方の撰取とは、

①千二百廿七番 左負 保季朝臣

2452 おもふことしのべどいまは名取河せど埋木あらはれにけり

左歌は、「名取川瀬々の埋木あらはればいかにせんとかあひみそめけん古今・恋三・650・不知」、此歌の上三句をとりて、今の歌の腰より下三句にをかれて待めり。はじめの二句「思ふ事しのべどいまは」とばかりあたらしく待歎。8

とあるように、「名取川瀬々の埋木あらはれば」という語だけではなく、恋の露見を恐れる発想も共通しているものとする。また、心のみの撰取とは、

②千二百八十番 左勝 公経卿

2558 消かへりかぜにたゞよふあは雪のあはれおもひのゆくゑ知せよ

左は、「わがこひはゆくゑもしらすはてもなしあふを限とおもふばかりぞ古今・恋三・611・新世」という歌を思て、「あはれおもひの行ゑしらせよ」とよまんだために、「消かへり風にたゞよふ淡雪の」とをかれたるつゞき、心ふかくこそ聞え侍れ。このように、表現上は似通いがなくとも、自分の恋の行方も分からないという発想や趣向の面で先行表現と共通点を持つものとする。さらに詞のみの撰取とは、

③千二百二番 左勝 左大臣

2402 下もえのなにやはたてんなにはなる芦火たく屋にくゆる烟を

左歌は、万葉に、「難波人あしびたくやはすゝたれどをのが  
つまこそとこめづらしき（萬葉卷十一・2651 不知）と侍歌によせて、  
あし火たくやにくゆる煙のわがしたもえのななたてんことを  
なげかれたる程、優艶にこそきこえ侍。…

萬葉歌においては愛しい妻の煤けていることを比喩的に示す「葦火  
焚く屋」という語を、下燃えの想いをあらわす煙の立つ場所として  
詠み込んでおり、特に萬葉歌の心を想起しているようには思われな  
い。このように表現上は一致するが、先行表現とは別の発想や趣向  
によって一首が成り立っているものと考えておきたい。

以上の二つの観点からの分類を行った結果を示したのが、次に掲  
げる「表1」である。

【表1】『千五百番歌合』顕昭判詞において指摘された先行表現摂取例

	a. 心・詞の 摂取	b. 心のみ の摂取	c. 詞のみ の摂取	計
A 本歌(A)	93 (15)	23 (9)	40 (1)	156 (25)
B 類歌	7	10	3	20
C 証歌	1	13	58	72
計	101	46	101	248

安井氏が取り上げられた三例のうち、千二百七番左歌以外はすべて  
「A本歌」c詞のみの摂取に分類される。安井氏は顕昭判詞にはこ  
うした摂取の指摘ばかりみられるとされたが、これ以外にも多様な  
例がみられることは「表1」の示すとおりである。

「C証歌」c詞のみの摂取に分類される例は、先行例を引用しつ  
つ、語の用法等の誤りを非難するものがほとんどである。これらが  
多いことは、従来顕昭判詞が実証的、あるいは歌学的知識に基づく  
とされてきたことを示すものと考えられる。

別におこなった方法についての検討では、摂取を確実に指摘する  
「A本歌」の例を中心に扱った。摂取の範囲についての検討では、こ  
れらのみでなく、「B類歌」「C証歌」の例も含めて考察したいと思ふ。

## 二 摂取範囲の一覧

便宜上、摂取の対象による分類を上位に、先行表現の種別による  
分類を下位にして組み合わせ、摂取を指摘された先行表現の典拠ごと  
に示したのが次頁に掲げる【表2】である。指摘された表現が複  
数の作品にみえる場合は、判詞中に明示された典拠を優先した。明  
示されていないものについては、引用された本文に近いと思われる  
典拠に類別したが、特に決め手となる事象が見出せない場合は、成  
立年次の早いものを採用している。

「その他」としたのは、それまでに示した典拠以外で、現存資料に  
おいて確認が行えるものである。判詞中に明示されている典拠と一

致しない場合や、典拠がはっきりせず、『俊頼髓脳』などの歌学書等にのみみられる場合も含んでいる。また、「未詳」としたのは、判詞中に典拠が示されることもあるものの、現存資料において確認が行えないものである。

なお、本稿末尾に「表2」において行った分類の詳細を付載している【表2】『千五百番歌合』類昭判詞において指摘された先行表現撰取の範囲

計	c 詞のみの撰取				b 心のみの撰取				a 心・詞の撰取				対象 種別
	C 証歌	B 類歌	A (本歌)	A 本歌	C 証歌	B 類歌	A (本歌)	A 本歌	C 証歌	B 類歌	A (本歌)	A 本歌	
28	7			13				2		1	1	4	萬葉
91	8	1		11	5	2	3	7		1	5	48	古今
5				1		1						3	後撰
7				1			1	1		1	1	2	拾遺
16	4			2	2	1				2	1	4	後拾遺
3	1				1					1			金葉
5	1			1		1		1				1	詞花
2	1	1											千載
3	2											1	私家集
11	8				2							1	歌合
2				2									催馬楽
6	2				1	2						1	和漢朗詠
3	1							2					漢詩文
22	2	1		4	1	2			1		3	8	伊勢物語
17	6			1			5	1			3	1	源氏物語
3	1		1	1									狭衣物語
17	9			2	1					1	1	3	その他
7	5					1						1	未詳
248	58	3	1	39	13	10	9	14	1	7	15	78	計

る。判詞中に典拠が明示されているものは、他と区別して示した。次節以降の具体例の検討の際に、適宜ご参照いただきたい。では、以下に類別にあたっての注記事項の説明を行った上で、撰取した先行表現の典拠が評価に影響を及ぼしている例などに注目して述べていくことにする。

## 二 『萬葉集』について

『萬葉集』にみられる歌で、その後撰集類に採られたものは流布の状況が異なるので注意が必要である。顕昭自身も後代の流布状況を意識していたであろうことは、千三百卅九番左歌判詞に、「……と申うた萬葉巻七・<sup>1394</sup>・不知は、万葉のうたの中にぬきいで、花山法皇拾遺に入させ賜て侍れば拾遺集・卷五・967、坂上田女拾遺抄・卷下・318同、世の末にもてあそぶべきうたにこそ侍るめれ。……と述べている」とで知られる。

ただ、全28例の内、千二百七番右歌、千二百廿三番右歌、千二百卅二番右歌、千二百八十一番左歌の判詞以外では、他出文献が存しているも、③に「万葉に……と侍歌によせて」とあるように、判詞中に『萬葉集』にみえる歌であることを明示しているもので、これらについては『萬葉集』を典拠として指摘していると認めて問題はない。前記4例について、他出文献との本文異同の確認を行ったが、萬葉歌と大きく異なる点はみられなかった。顕昭ほどの『萬葉集』に対する知識と理解を持つ人物であれば、これらが『萬葉集』にみえることを知らなかったとは考えにくいので、典拠を明示する例と同様に顕昭は萬葉歌であると意識して指摘しているものとした。

『萬葉集』からの撰取であると指摘した判詞においては、③にあげたような詞のみの撰取という方法に用例が偏って存することが特徴的である。当時の歌人達が、『萬葉集』にみえる語を歌に詠み込

むことは行っているも、その典拠となった歌の心にまで理解が及んでいないのか、或いは敢えて『萬葉集』とは切り離した形で意識的に詠作に利用しているのか、今後さらに検討が必要である。

また、『萬葉集』からの撰取については、岩津氏がすでに指摘されているが、判詞中にいくつか注目すべき顕昭の発言がみられる。

### ④千三百卅二番 右負

定家朝臣

2663 ときつかぜ吹居のうらにあがひてもたがためにかは身をもおし  
みし

…右歌は、万葉に、「ときつかぜ吹居のうらにいであつゝあがふ命はいもがためこそ萬葉巻十二・3201と侍歌をおもはれたりければ、俗流をはなれてみゆるはことほりなりけれど、もしわざとられて侍らばいかゞ。万葉歌とるは故実あること也。『ちかき世には顕季卿こそ其様はよく心えてみゆれ』と、崇徳院の仰たひくうけ給き」と、顕輔卿申され侍りしをうけ給はりつたへて侍り。……

具体的な方法についての言及とまではいえないが、『萬葉集』からの撰取に対し慎重ながらも認めている発言であると思われる。

次にあげるのは、岩津氏が「顕昭の万葉集に対する尚好の態度」の「最も端的な現われ」として、『萬葉集』からの撰取に対する顕昭の積極的な姿勢を読みとっておられる例である。

### ⑤千三百廿九番 左勝

小侍従

2656 たのめつゝこぬよをまぢしいにしへを忍べしとは思ひやはせし

ならひこしたが偽もまだしらで待とせしまの庭のよもぎよ

左歌は、「たのめつゝこぬよあまたに拾遺集・恋三・<sup>845</sup>人九リ拾遺抄・恋上・<sup>254</sup>同」とよみをけりしむることをおもひて、我身に

しらしいにしへの人のつらさを、おもひあはせられたるかとをしはかるゝもおかしくや。右歌は、花山僧正の歌に、

「わがやどはみちもなきまであれにけりつれなき人をまつとせしまにまき・恋五・70・遺昭」と侍る歌、又源氏に、「藤波のうちすぎがたく見えつるは松こそ屋どのしるしなりけれ（原人物語・蓬生）」と侍歌ならびに其詞など書つゞけたるこそ、此うたのころかとはみえ侍れど、それは知がたし。いかにてもよるき歌をまねばんにとりては、柿本の詠にはをよぶべからず。但、さりともうたのさまをとりて侍らば申べきに及ばず。左歌はまさり侍らなん。

これはともに先行表現の摂取を行っている左右歌の評価に際して、摂取するなら人麻呂詠の方が良からうという相対的な認識を示したものであると思われる。よつて、『萬葉集』からの摂取というよりも、むしろ人麻呂の作であることが重視されているようである。

### 三 勅撰集について

まず、『古今集』からの摂取を指摘した判詞について考える。千二百廿四番右歌、千二百四十番右歌、千二百七十番右歌の判詞など

では『伊勢物語』にもみえる歌を指摘しているが、本文を比較すると『古今集』の詞書により近いので、『伊勢物語』にみえることを明示する千二百五番左歌、千二百卅三番左歌、千二百六十三番右歌以外は『古今集』からの摂取とした。

他に比して群を抜いた数の用例がみえるが、これは本歌合出詠歌人達が『古今集』を典拠とする表現をいかに多く歌作りを利用していたかを端的に表すものと言えるだろう。摂取の対象に関して言えば、心・詞双方の摂取はもちろん、心のみの摂取も多くみられるのは、当然のことながらそれだけ『古今集』に対する理解が浸透していたことを示すもので、『萬葉集』についての指摘が、詞のみの摂取に偏っていることと対照的である。また、『萬葉集』からの摂取を指摘する際には、ほとんどの場合典拠を明示していたのに対し、『古今集』について指摘する際には、逆にほとんどの場合に典拠を示していない。これも、『古今集』歌は明示する必要のないほど人口に膾炙しているという顕昭の認識の現れと言えよう。

『萬葉集』についての検討の中で引用した千三百卅九番左歌の判詞に加えて、もう1例千三百三番右歌の判詞にも「拾遺に、能宣歌」として指摘しているが、これらの歌は「拾遺集」にも「拾遺抄」にもみられるので、「拾遺」がどちらを指すのかはつきりしない。顕昭の著作をみても、単に「拾遺」としている場合には、その歌は双方にみられることがほとんどであるので、どちらを指すことが主であるというような傾向は見出せなかった。

『金葉集』二度本・三奏本双方にみえる歌は、そのまま『金葉集』に類別したが、三奏本のみみえ、後に『詞花集』に採られた歌の場合は、流布状況を考慮して『詞花集』に類別した。

『千載集』にみえる歌を指摘する千二百四十二番左歌、千三百廿七番左歌判詞は、ともに先行歌と下句の表現が一致することを難じている。こうした比較的近い時期に詠まれた歌の表現との類似を戒める内容は、千二百卅九番左歌改判部分(散木奇歌集・327)、千三百九番左歌(法性寺の太相国たさうこくの月三十五首の歌・清輔)にもみられる。特に千三百九番左歌判詞では、大治元年(一一二六)『撰政左大臣忠通歌合』・20・堀河歌に対し「さいつころ、忍たる人の歌合にみし様におほえ侍」と指摘する源俊頼の判詞を引用することで、先行歌と表現が一致することを非難し、さらに「いかにも勅撰の歌のみならず、内々の会、歌合の歌も可被尋見事歟」と述べている。こうした範囲にまでも目を配る必要のあることを求めたものであろう。

#### 四 物語歌について

物語歌についてみると、全体としては本歌として指摘する例が多いものの、特に『源氏物語』からの撰取においては、断定的でないばかりか、ひどく自信がなさそうに指摘するものが多くみられる。

⑤千三百廿九番右歌判詞に「…と侍歌ならびに其詞など書つゞけたるこそ、此うたのころるかとはみえ侍れど、それは知がたし」とあるものや、「右歌は源氏のうたにははる…とある歌のころるにや。

たとひその本歌ならずとも…(千二百十二番右)とあるのがそれである。顕昭によって『源氏物語』を「本歌」(AもしくはA)にする指摘された歌の作者をみると、定家・通親が2例、寂連・家隆・俊成卿女・公経・通具がそれぞれ1例となり、御子左家及びその周辺の新風歌人が中心である。俊成の『六百番歌合』枯野・十三番左歌判詞にみえる「源氏見ざる歌よみは遺恨事也」という発言も想起されるように、御子左家及びその周辺の新風歌人達には「源氏物語」からの撰取が行われていたようであるが、顕昭の認識としては、撰取る範囲としてそれほど定着していたわけではないのであろう。

#### ⑥千二百七十六番 右持

草の原とへと白玉とればけぬはかなの人の露のかことや

通具朝臣  
右歌は、源氏の物語には、「うき身よにやがて消なば尋ねても草のはらをはとはじとや思源氏物語花まじ」、狭衣物語には、「たつめべき草のはらさへ霜枯てたれにとはまし道芝の露狭衣物語・巻二」。ふるぎ人は、歌合のうたには、もの語の歌をば本歌にもいだし証歌にももちゐることなしと申けれど、源氏、世継、伊勢、大和とて歌詠のみるべき文とつけ給はれは、狭衣も同事歟。

従来の守旧的な歌合の歌に対する考えに相違して「源氏、世継、伊勢、大和」を「歌詠のみるべき文」とする方針を「…とうけ給はれば」という物言いで提示している。この方針を必ずしも俊成等のものと

するわけではないが、これらからやや距離を置いた姿勢が感じられるところに、顕昭の認識を読みとりたいと思う。

但し、顕昭はこうした物語歌からの撰取を否定的に評価しているわけではない。結果的に負となる場合も、この点が要因となっている例はみられないし、千三百十番右歌に対しては「世俗の口ずさびのうたに、「雨ふれば軒の玉水つぶく」といはゞやものを心ゆくまで「未詳」と侍歌に、「源氏のあまよの物語をおかしくよみつがれて侍歌」と述べるなど肯定的に評価する例もみられるのである。

また顕昭判詞には、物語中にみられる和歌からの撰取のみでなく地の文からの撰取についても言及がある。例えば、⑤千三百廿九番右歌に対して、遍昭歌に加えて「源氏に、「藤波のうちすぎがたく見えつるは松こそ屋どのしるしなりけれ（源氏物語・蓬生）」と侍歌ならびに「其詞など書つゝけたるこそ、此うたのこゝろかとはみえ侍れ」とあるのがそれである。詞の一致はみられないが、久保田淳氏が「本歌としては遍昭の歌を取り、背後に「源氏物語」「蓬生」の巻の世界に近い状況を設定した歌である」と述べられているように、歌を中心し地の文をも含んだ蓬生巻の内容を顕昭は想起しているものと思われる。こうした点は、寺本直彦氏が指摘された<sup>(1)</sup>俊成・定家による『源氏物語』からの撰取と共通するものである。

## 五 催馬楽・その他について

催馬楽等からの撰取を指摘する判詞をみると、撰取を容認する範

囲をこれらにまで広げていることが窺える。本稿末尾の分類の詳細を参照いただきたいが、「本歌」(A)もしくは(A)としたものには、催馬楽に加えて『俊頼髓脳』にみられる歌も存する。さらに、岩津氏も指摘されているが、千二百廿六番右歌判詞には「右歌は、世俗の口ずさみに、「あきであらふたらるの水に影みれば恋にわが身はおもやせにけり(高良玉垂百神秘経和歌・24)」、此たはぶれごとにかよひて侍るにつけてもおかしくは侍也。但、はれの歌合にもかやうの戯歌はどりいづることもふる侍めり」とある。また、「やまと歌の習は、させる日本紀などにみえぬことも、古歌ひとついできぬれば、それを本文にてやがてよみつたふることおほかり」(千二百九十三番右)として、典拠とすべき定まった範囲が確定されているわけではないとも述べている。

## おわりに

こうしてみてくると、時に慎重な姿勢を見せつつも、顕昭は『萬葉集』や物語歌、さらには戯歌の類にまで撰取を容認する範囲を広げているようである。顕昭判詞には、撰取した典拠がある範囲から外れているからとして否定するという批評はみられない。否定的に評するのは、近い時期に詠まれた歌に表現が類似する場合であり、撰取の方法次第では必ずしも認めないわけではない。

以上、撰取の範囲についての顕昭の認識を検討してきた。これまでの論から大きく踏み出た結果は出せなかつたが、顕昭の認識を具



体的に指摘することは出来たように思う。但し、先行表現摂取の方法及び範囲に対する認識を深めるだけでは、単なる技術論に終始してしまう恐れがある。今後さらに、先行表現摂取の効果に対する認識を検討し、総合的なまとめとしたい。

〔注〕

- (1) 拙稿「顕昭判詞にみる先行表現摂取の方法に対する認識——『千五百番歌合』を中心に——」、『国文学攷』166 平成12・6。
- (2) 岩津資雄氏「歌合せの歌論史研究」(早稲田大学出版部 昭和38)。
- (3) 藤平春男氏「新古今集の本歌取について」、『早大工高研究年誌 最終号』昭和41・12)、『新古今とその前後』(笠間書院 昭和58)、『藤平春男著作集第2巻』(笠間書院 平成9)に所収。
- (4) 川平ひとし氏「本歌取と本説取——へもとゝの構造——」(『新古今集とその時代』風間書房 平成3)。
- (5) 久保田淳氏「本歌取の意味と機能」、『日本の美学』12 昭和63・5。『中世和歌史の研究』(明治書院 平成5)に所収。
- (6) 安井重雄氏「表現・思想の基盤としての注釈」(山本一編『中世歌人の心 転換期の和歌観』世界思想社 平成4・9)。
- (7) 紙宏行氏「本歌取の方法的成立」、『文教大学女子短期大学部研究紀要』33 平成元・12)。
- (8) 本歌合の本文は、宮内庁書陵部本を底本とした、有吉保氏

『千五百番歌合の校本とその研究』(風間書房 昭和43)に拠るが、明らかに底本の誤脱と思われる箇所は高松宮家本に拠って訂している。また、句読点等私に表記を改めた箇所もある。なお、判詞中に引用された和歌の歌番号等は、『新編国歌大観』に拠っている。

- (9) 千二百五番右歌判詞、及び千二百七番右歌判詞にも、「詞」「源氏のこと葉」として地の文に言及する例が存する。
- (10) 久保田淳氏「新古今和歌集全評釈」第六卷(講談社 昭和52)。
- (11) 寺本直彦氏「源氏物語受容史論考」(風間書房 昭和45)。

◎ 顕昭判詞において先行表現摂取の範囲について指摘された例一覽

※この一覽は、「表2」において行った分類の詳細を示したものである。判詞中に典故が明示されている例は□で囲んで示した。また、明示されている典故を「」で、現存資料において確認できるものを( )で示している。記号は、先行表現摂取の対象による分類「a心・詞の摂取」「b心のみ摂取」「c詞のみ摂取」、及び摂取された先行表現の種類による分類「A本歌」「B類歌」「C証歌」を指す。

古今	1201 左	1203 左	1204 左	1204 右	1206 右	1211 左	1214 左	1217 左	1218 左	1227 左	1236 右	1238 左	1238 左
	1342 右	1208 右	1209 右	1217 右	1251 左	1276 左	1288 左	1298 左	1291 右	1321 左	1322 右	1328 左	
	1201 右	1202 左	1207 右	1215 左	1218 右	1223 右	1232 右	1249 左	1291 右	1321 左	1322 右	1328 左	
	1248 右	1272 右	1332 右	1339 左	1209 右	1230 右	1230 右	1230 右	1230 右	1223 左	1223 左	1281 左	
	1248 右	1272 右	1332 右	1339 左	1209 右	1230 右	1230 右	1230 右	1230 右	1223 左	1223 左	1281 左	
	1248 右	1272 右	1332 右	1339 左	1209 右	1230 右	1230 右	1230 右	1230 右	1223 左	1223 左	1281 左	

の歌合(大治元年忠通歌合)

右 1240 左 1244 左 1247 左 1248 左 1258 右 1259 右 1261 左 1261 右 1262 右 1263 左 1267 右 1270 右 1273 右

1286 左 1291 右改 1308 左 1308 右 1312 左 1312 右 1313 左 1314 右 1315 右 1317 右 1319 左 1319 右 1323 左 1328 左

1329 右 1349 右、a B : 1333 右、b A : 1207 左 1227 右 1250 右 1280 左 1281 右 1288 右 1301 右、

b A : 1249 右 1249 右、b B : 1216 左 1304 右、b C : 1226 右 1231 右 1231 右 1266 左

1313 右、c A : 1207 右 1212 左 1224 右 1234 右 1258 右 1259 左 1261 左 1273 右 1291 右、

c B : 1307 左、c C : 1210 左 1221 右 1221 右 1257 左 1288 左 1293 左 1334 右 1348 左

後撰 a A : 1217 左 1262 左 1321 右、b B : 1229 右、c A : 1337 左

拾遺 a A : 1253 左 1303 右、a I A : 1329 左、a I B : 1216 左、b A : 1246 右、b A : 1251 右、

c A : 1268 右

後拾遺 a A : 1258 左 1285 右 1290 右改 1298 右

金葉 a B : 1201 右、b C : 1222 右、c G : 1337 右

詞花 a A : 1236 右、b A : 1294 右、b B : 1342 左、c A : 1229 左、c C : 1209 右

千載 c B : 1242 左、c C : 1327 左

私家集 a A : 1217 左、伊勢が集、c C : 1209 右(小大君集) 1239 左改(散木奇歌集)

歌合 a A : 1284 左、天徳四年歌合、b C : 1223 左、国信卿の歌合、1226 右、寛平太上天

皇の御時后宮歌合、c C : 1215 右、天徳四年内裏の歌合、1215 右、同歌合、1225 左

「左大臣家の百首の歌合(六百番歌合) 1225 左、頼輔卿歌合、1234 左、六条右大臣

家歌合、1264 左、規子内親王の野首歌合、1275 右、頼輔卿の歌合、1309 左、同太相国

備馬集 c A : 1226 左 1239 左

和漢朗詠 a A : 1284 右、b B : 1246 左 1304 右、b C : 1249 右、c C : 1208 右、古歌、1277 右

漢詩文 b A : 1219 左(春秋左氏伝) 1338 右、遊仙類、c C : 1350 右、長恨歌

伊勢物語 a A : 1203 右 1233 左 1239 右 1263 右 1271 左 1291 左 1296 右

源氏物語 a A : 1219 右、a I A : 1212 右 1235 左 1265 右、b A : 1310 右、b I A : 1205 右 1235 右

狭衣物語 c A : 1276 右、c A : 1250 左、c C : 1350 右

源氏物語 a A : 1219 右、a I A : 1212 右 1235 左 1265 右、b A : 1310 右、b I A : 1205 右 1235 右

1348 左 1350 右、c A : 1276 右、c A : 1250 左、c C : 1350 右

その他 a A : 1287 左(俊頼髓腦) 1290 右(俊頼髓腦) 1316 右、後入道二品親王の百首(千

載集)、a A : 1254 左(俊頼髓腦)、a B : 1226 右、世俗の口ずさみ(高良玉垂宮

神秘書藏歌、b C : 1338 左、大和物語、c A : 1241 右、かくら、1298 左、六

帖、c C : 1209 右、法花経、1209 右(俊頼髓腦) 1217 右、ひこひめが和歌の式(孫

姫式) 1279 右、日本紀、1288 左、和名抄、1291 右改、詩(六百番陳状) 1293 左、奥義抄

未詳 1309 左、法性寺の太相国の月三十五首の歌(永暦元年清輔歌合) 1348 左、堀河百首

a A : 1310 右、世俗の口号のうた、b B : 1328 右、c C : 1225 左、家成御歌合

1276 左、雑芸集、1288 左、ある文、1288 左、本草、1327 左、基俊が歌合判詞

やまざき・まざかつ、広島大学文学部国文研究室勤務